

妊婦連絡票等活用事業

令和2年2月13日

子育て支援課

1 事業の目的

「妊婦連絡票」等を活用し、市町村及び保健福祉事務所が、産婦人科医療機関等と協力して妊産婦等への切れ目のない支援を実施。

(＊保健福祉事務所は、県外から本県への居住者に対する支援を行う。)

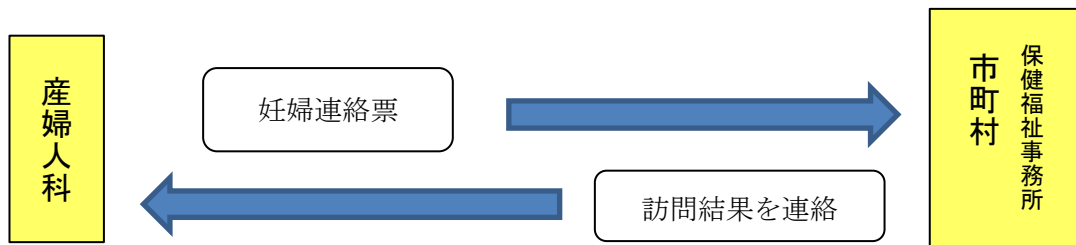
2 実施施設：県内の産婦人科医療機関（妊婦健診のみの産婦人科も含む）、南会津町の助産院

3 実施の対象：妊娠が確定した妊婦全員（他の医療機関から転院してきた者を除く）

4 実施方法

- ① 妊娠が確定した時点（おおよそ母子健康手帳を交付されたすぐ後の受診時）に医療機関を受診した妊婦を対象に「子育て支援アンケート」を記入してもらう。
- ② 「子育て支援アンケート」と診療時のアセスメントを実施し、支援が必要と判断した場合に、住民票上の市町村等へ「妊婦連絡票」を送付し、情報を提供し、地域の保健師等による支援につなげる。
- ③ 市町村等保健師は、訪問結果を連絡票へ記入し、医療機関へ結果を返す。

5 開始時期：平成28年1月から実施



＊その他、ハイリスク妊産婦連絡票や未熟児母子等連絡票により情報連携を行う。

6 平成30年度の連絡票等の活用状況 (件)

	妊婦連絡票	ハイリスク妊産婦連絡票	未熟児母子等連絡票
医療機関送付件数	463	1,072	601
市町村、保健福祉事務所受理件数	644	1,444	801
市町村、保健福祉事務所対応件数	634 (98.4%)	1,424 (98.6%)	785 (98%)

＊医療機関送付件数は、医療機関に照会し回答があった件数。

＊未対応の理由は、「連絡が取れない」が多い。その場合は医療機関へ連絡し対応を検討。